

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 入会手続書類に関する規程

平成 23 年 12 月 13 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）入会及び退会に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条の入会手続書類について、必要な事項を定め、入会手続の円滑化を図ることを目的とする。

(入会手続書類)

第 2 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、規則第 3 条に定める入会申込書（第 1 号様式）及び個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書のほか、次の各号の書類を提出するものとする。ただし、代表理事（会長）の判断により、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 入会を希望する理由書（400 字詰め原稿用紙横書き 2 枚以内）（個人・団体共通）
理由書には、この法人の取り組む活動に対する抱負も記載すること。
- (2) 活動実績書（個人）、事業報告書又はそれに代わる書類（団体）
- (3) 過去 3 カ年間の財務諸表（団体）
- (4) 事業計画書（団体）
- (5) 予算書（団体）
- (6) 第三者による推薦書（個人・団体共通）
- (7) 過去 3 カ年間に公的助成金を受けているときはその明細書（個人・団体共通）
- (8) 第三者評価又は相互評価を受けているときはその評価報告書（団体）
- (9) その他本法人が必要と認める書類（個人・団体共通）

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事（会長）が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。